3. 認定輸出者の認定基準・運用・義務

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者にかかる書類一覧

申請時に必要となる書類

- 認定申請書
- 組織図
- 法人にかかる情報
- 誓約書<欠格事由>
- 誓約書<法令遵守>
- 輸出実績と計画書

変更時に必要となる書類

- 変更届

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定申請書を法律の角度から説明

申請時に必要となる書類

- 認定申請書
- 組織図
- 法人にかかる情報
- 誓約書 <欠格事由>
- 誓約書 <法令遵守>
- 輸出実績と計画書

変更時に必要となる書類

- 変更届

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定申請書の書式

認定申請書

三（第十三条関係）

○認定
○認定更新　申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称（注１）
法人番号（注２）　（半角英数字）
（ふりがな）
住　所
代表者の氏名等（注３）
連　絡　先（注４）
（電話番号）　（半角英数字）
（FAX番号）　（半角英数字）
（E-mail）　（半角英数字）
（担当者名）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）
○第７条の２第１項の認定
○第７条の５第１項の認定の更新　を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

申請書

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/yoshiki23.xlsx

申請・利用の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/approved_exporter_guidance.pdf

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者にかかる法律

まずは法律の構成を知りましょう！

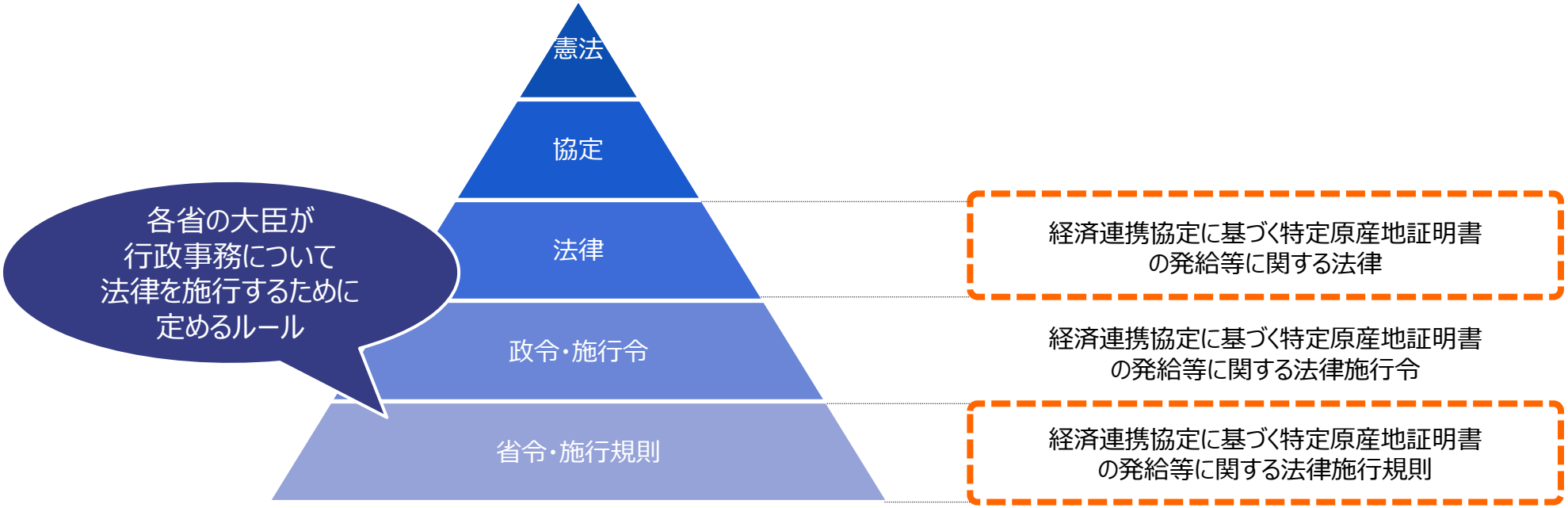

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律と施行規則についてご案内

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 ＜原文＞ https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000143

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則 ＜原文＞ https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417M60000400009

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律の条文の読み方

各条文が条・項・号の順に細分化されます

例：

法律
第七条の二
第2項
一号、二号

*施行規則は薄いブルーで記しています！

第1項はここから。
ただし「第1項」と表示されない。

条
（漢数字）

項
（算用数字）

号
（漢数字）

号の中に細分がある場合は
イ、ロ、ハ・・・

第二章の二　第二種特定原産地証明書を作成する者の認定等

（認定）

第七条の二　第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出さ
証明書の作成をすることができる。

2　前項の認定を受けようとする者（第七条の四第一項及び第三十六条第四
に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する

一　氏名又は名称及び住所

二　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

三　認定の申請に係る経済連携協定の名称

四　前項の物品の品名

五　その他経済産業省令で定める事項

3　前二項に定めるもののほか、第一項の認定の申請の手続及び認定申請書

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

■ 凡例

申請書の項目番号

法律

施行規則

書類の保存 （法第７条の１０）	○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

該当法令

申請書の内容

このマークが出てきたら、事前に配布した別紙に注目です！
該当箇所の法律を一緒に読んでみましょう！！
マーカーを引いていただくことを推奨します。

基準 **認定輸出者となるための基準**

義務 **認定輸出者に課せられる義務**

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の二
第2項
一号、二号

施行規則
第十四条
三号
二

1．第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

○上記の住所と同じ
○上記の住所と異なる（下記のとおり）

事務所の名称	所在地

基準①

申請・利用の手引き
「認定基準」③二

原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに経済産業大臣との連絡体制を整備していること

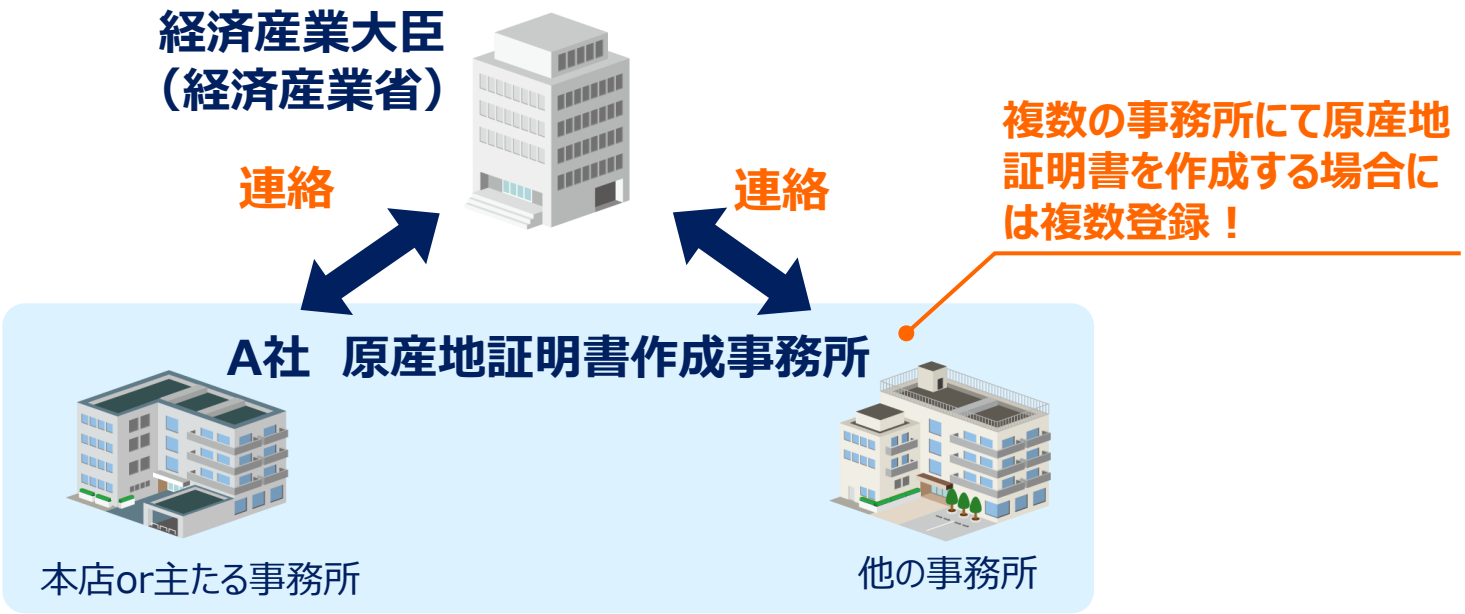

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の二
第2項
三号

２．本申請の対象となる経済連携協定の名称（下記から一つを選択）
○日スイス協定
○日メキシコ協定
○日ペルー協定
◉ＲＣＥＰ協定

＊2024年１月よりスイスの工業品にかかる関税は撤廃となっているため、工業品においては取得不要

ポイント

認定は個々のEPAにて、それぞれ受ける必要があります。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の二
第2項
四号、五号

施行規則
第十三条
2項
二号

3．輸出する物品の品名（英文でも可）及び関税番号　（　産品）

	関税番号(半角英数字)	物品の品名
a		
b		
c		
d		
e		
f		
g		
h		
i		
j		

☐別紙記載（１１産品以上の場合）

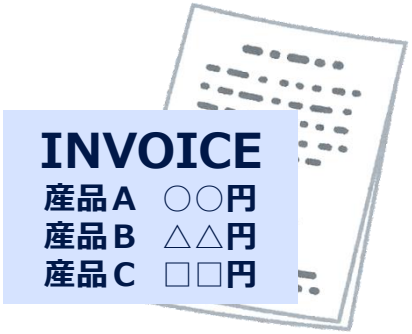

産品A
産品B
産品C
それぞれを登録

ポイント

産品毎に登録する必要があります。

※ 登録した産品は締約国へ通報されます。そのため、登録していない産品に対しては第二種特定原産地証明書は発行できません。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の二
第2項
二号

施行規則
第十三条
2項
三号

施行規則
第十四条
三号
ホ

4．第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所

□該当なし（第二種原産品誓約書の交付を受けない場合）

第二種原産品誓約書の作成例示は、
後程詳しくご案内！

ポイント

第二種原産品誓約書とは、認定輸出者自身が輸出品の生産者がではない場合に、実際の生産者に発行してもらう可能性がある書面です。第二種原産品誓約書が必要となるケースは、第三者証明制度で「同意通知書」が必要となるケースと同じです。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

実務上の運用方法

輸出品の原産性の判断を行える者の考え方は第三者証明制度の原産品判定依頼資格者と同じ

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

2024年
経 済
原 産

認定輸出者が自社生産をしていない場合であっても、生産者から原産性に係る生産情報を入手して自社にて原産性を判断することは可能。

原産品判定依頼資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して輸出産品の原産品判定依頼を行うことができるのは、生産者又は原産性に係る生産情報を有する輸出者。

※委託生産者については次頁参照

※繊維製品の生産におけるテキスタイル・コンバーター等の扱いについては、
「繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項」参照
http://www.meti.go.jp/policy/trade policy/epa/file/guideline for textile and apparel.pdf

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

パターン1

自社生産である場合

このケースの対応方法

本店or主たる事務所

連絡

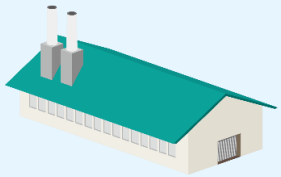

自社工場A

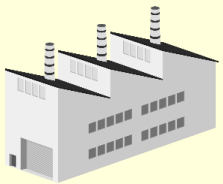

生産者B

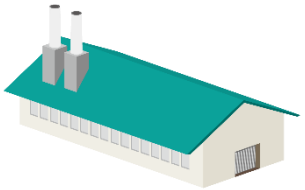

自社工場A

生産工程表
総部品表
製造原価
等

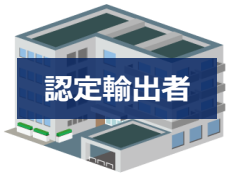

本店or主たる事務所

CTC対比表
OR/AND
VA計算
ワークシート

認定輸出者にて
原産性立証

＋

第二種特定原産地証明書
作成

第二種
特定原産
地証明書

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

パターン2

他社生産である場合

このケースの対応方法

本店or主たる事務所

連絡

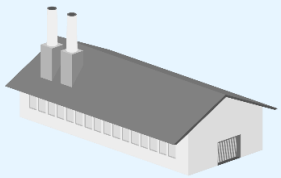

自社工場A

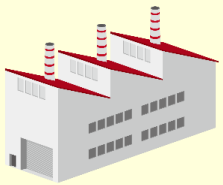

生産者B

生産者が認定輸出者へ 原産性立証に必要な情報を提供可能な場合

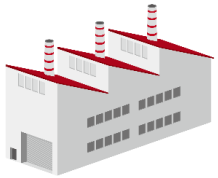

生産者B

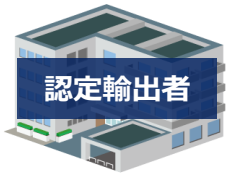

本店or主たる事務所

CTC対比表
OR/AND
VA計算
ワークシート

認定輸出者にて
原産性立証

＋

第二種特定原産地証明書
作成

第二種
特定原産
地証明書

重要 パターン2のケースにおいては第二種原産品誓約書は不要

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

パターン3

他社生産である場合

このケースの対応方法

本店or主たる事務所

連絡

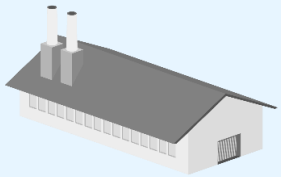

自社工場A

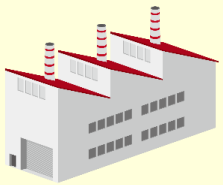

生産者B

生産者が認定輸出者へ 原産性立証に必要な情報の提供ができない場合

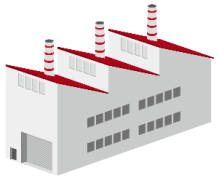

生産者B

生産工程表
総部品表
製造原価
CTC対比表
OR/AND
VA計算
ワークシート
等

生産者にて原産性立証

＋

第二種原産品誓約書作成

第二種原産品誓約書

重要 パターン3のケースのみ第二種原産品誓約書が必要

本店or主たる事務所

第二種原産品誓約書の入手

＋

第二種特定原産地証明書作成

第二種原産品誓約書

第二種特定原産地証明書

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

第二種原産品誓約書をもらうこととは・・・

パターン3

他社生産である場合

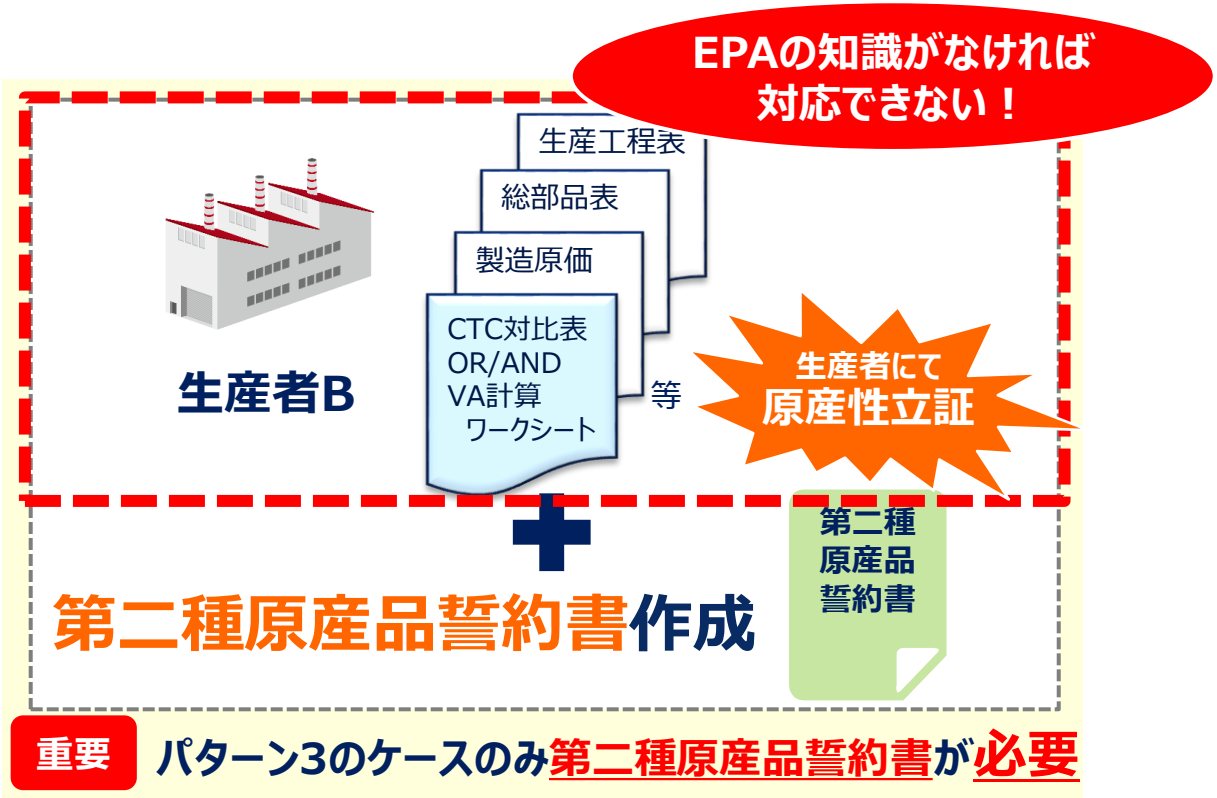

重要 パターン3のケースのみ第二種原産品誓約書が必要

ポイント

生産者が企業としてEPAの知識に習熟していないと対応できない点に留意が必要です！

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の四
1項

施行規則
第14条
一号

5．法第７条の４第１項に規定する認定基準に適合している旨の説明

イ　第一種特定原産地証明書の過去の受給実績（注５）

	受給年月	月別受給件数（件）
a	年　月	
b	年　月	
c	年　月	
d	年　月	
e	年　月	
l	年　月	
	月平均受給件数	

証明書番号
（半角英数字）

基準②

申請・利用の手引き
「認定基準」①

第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること

概ね半年で8回以上、第三者証明制度を利用して日本商工会議所から第一種特定原産地証明書を取得した実績があること

※申請を行うEPA以外の協定の実績も含む

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

施行規則 第十四条 三号 イ（2）

ロ　第二種特定原産地証明書の作成に関する業務の実施に係る体制及び運営に関する事項（注６）

□個人のため以下の記載を要しない

（１）第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項

①統括責任者の配置

氏名		
所属部署・役職名		
電話番号		（半角英数字）
E-mail		（半角英数字）

基準③

申請・利用の手引き「認定基準」③イ(2)

本店or主たる事務所に認定輸出者にかかる業務の統括責任者を配置していること

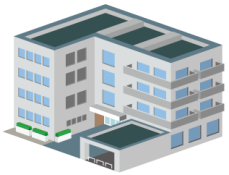

本店or主たる事務所

統括責任者

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

施行規則 第十四条 三号 ハ

②統括責任者の下記ロ（２）及び（３）を指揮監督する権限

○統括責任者の下記ロ（２）及び（３）を指揮監督する権限が内部規則において位置付けられている

内部規則における指揮監督権限の位置付け

○統括責任者と下記ロ（２）及び（３）との間の連絡体制が整備されている

連絡体制の整備状況

基準④

申請・利用の手引き「認定基準」③ハ

統括責任者が指揮監督する権限を社内の規則において位置付けていること

※ただし、統括責任者と法令遵守の責任者と実務者の間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

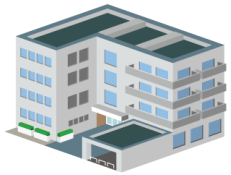

本店or主たる事務所

権限

統括責任者

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

施行規則 第十四条 三号 イ（1）

ロ（2）②は、法令遵守責任者の義務（業務内容）非常に重要なポイントとなるため、後程詳しくご案内！

（２）第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者（以下「法令業務責任者」という。）に関する事項

①法令業務責任者の配置

氏名		
所属部署・役職名		
電話番号		（半角英数字）
E-mail		（半角英数字）

基準⑤

申請・利用の手引き「認定基準」③イ(1)

本店or主たる事務所に認定輸出者にかかる法令遵守の責任者を配置していること

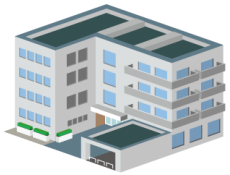

本店or主たる事務所

統括責任者

＋

法令遵守の責任者

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

施行規則 第十四条 三号 ロ

（３）第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者（以下「証明書作成業務担当者」という。）に関する事項（注７）

証明書作成業務担当者の配置　（　人）

氏名		
所属事務所・部署・役職名		
電話番号		（半角英数字）
E-mail		（半角英数字）
実務経験（注８）	○（1）　○（2）　○（3）　○（4）	
	期間　年　月～　年　月	
	法人・団体名	
知識及び経験（注９）		

基準⑥

申請・利用の手引き「認定基準」③ロ

第二種特定原産地証明書を作成する各事務所にEPAの実務経験者を配置すること

第二種特定原産地証明書の作成にかかる業務の実務者

本店or主たる事務所

他の事務所

EPAの実務経験者とは・・・
自社・他社・個人等において

① 第三者証明制度において原産品判定依頼を行い承認を受けた経験がある

② 認定輸出者制度の認定を受けた経験がある

※認定を取り消されていない場合に限る

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

施行規則 第十四条 三号 ホ

ハ　物品の生産者との連絡体制の整備状況（注１０）
○該当しない（申請者が物品の生産者である場合）
○物品の生産者との連絡体制を整備している

連絡体制の整備状況

基準⑦　生産者との連絡体制の整備ができていること

申請・利用の手引き
「認定基準」③ホ

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

※申請書項目1、4、5に記載した内容を図解

組織図

別途、組織体制図を作成し、経済産業省（経済産業大臣）との連絡体制を示す

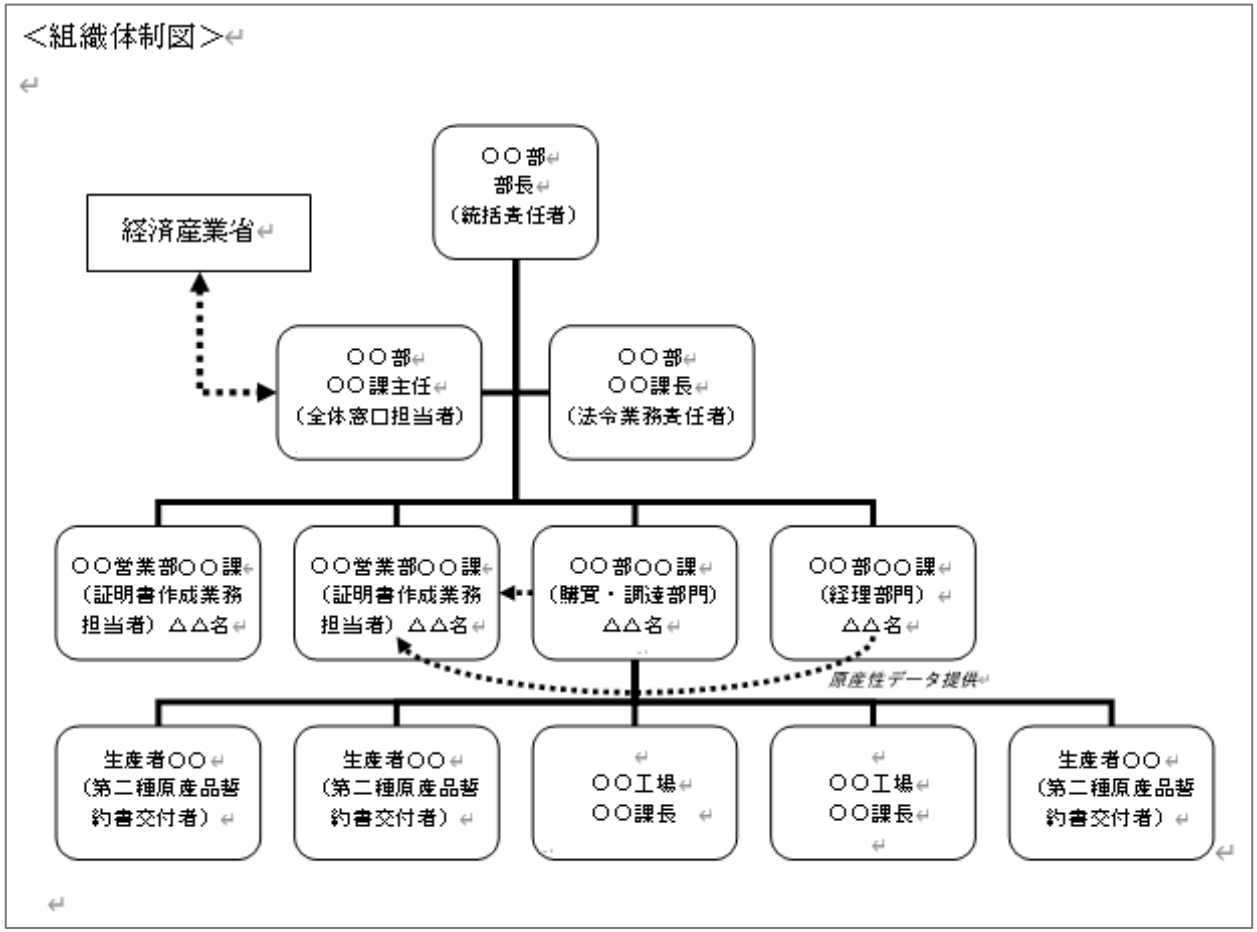

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

義務

社内で認定輸出者の業務にかかわる者は全員、認定輸出者に課せられた義務を正しく把握する必要があります！

本店の方

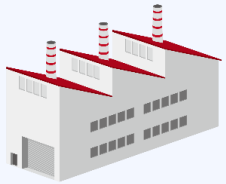

工場の方

認定輸出者の義務

統括責任者

第二種特定原産地証明書の
作成にかかる業務の実務者

法令遵守の責任者

法令遵守の責任者が
法令遵守を誓約します！

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の六

施行規則
第十七条

経済産業大臣への変更の届出（法第７条の６）	○ 法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○ 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

義務①

申請書に記載した内容で該当事項にかかる変更がある場合は、「名称等変更届出書」を提出すること

どの様な変更がある際に「名称等変更届出書」の提出が必要となるかは、この後、詳しく説明します。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者にかかる書類一覧

申請時に必要となる書類

- 認定申請書
- 組織図
- 個人/法人にかかる情報
- 誓約書<欠格事由>
- 誓約書<法令遵守>
- 輸出実績と計画書

変更時に必要となる書類

- 変更届

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

名称等変更届出書の書式

名称等変更届出書

様式第二十四（第十七条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
法人番号（注１）　（半角英数字）
（ふりがな）
住　所
代表者の氏名等（注２）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の６の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更する（した）事項（注３）

□	氏名又は名称	変更した年月日	年　月　日
		変更前	
		変更後	
□	住所	変更した年月日	年　月　日
		変更前	
		変更後	
	第二種特定原	変更する年月日	年　月　日

名称等変更届出書

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/yoshiki24.xlsx

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

名称等
変更
届出書
項目1

□	氏名又は名称	変更した年月日	年　月　日
		変更前	
		変更後	
□	住所	変更した年月日	年　月　日
		変更前	
		変更後	

変更後遅滞なく届出が必要な変更

登録している「名称及び住所」に変更があった場合

※法人や団体である場合には、法人の名称、住所に変更があったとき

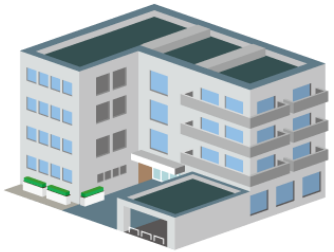

社名：A社⇒a社

住所：東京都●●区××　⇒神奈川県▲▲市■■

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

名称等変更届出書 項目1

□	第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地	変更する年月日	年　月　日
		変更前	A
		変更後	

	物品の品名（英文でも可）	変更する年月日	年　月　日
		変更前産品	B
		変更後産品	□別紙記載（１１産品以上の場合）

変更前に予め届出が必要な変更

A 「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」を変更する場合

B 「認定を受けた経済連携協定の締約国に輸出される物品の品名」を変更する場合

ポイント

認定申請書に記載した物品に加えて、新規で物品を追加したい場合も届出が必要です。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の七

施行規則
第十八条

帳簿の記載 （法第７条の７）	○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

⚠義務②　各事務所ごとに帳簿を記載すること

A社

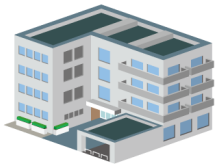

本店or主たる事務所

帳簿作成

他の事務所

帳簿作成

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

▶原産地証明書作成業務を行う事務所は必ず以下を記載

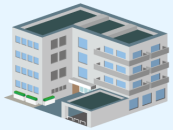

本店or主たる事務所

他の事務所

（イ） 第二種特定原産地証明書を作成した年月日
（ロ） 第二種特定原産地証明書を作成した者の氏名
（ハ） 第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名、数量及び関税番号
（ニ） 第二種特定原産地証明書が作成された物品の輸入者の氏名又は名称及び住所
（ホ） 第二種特定原産地証明書の作成の用に供した仕入書等に識別のための番号が記載されている場合にあっては、その番号
（ヘ） 第二種特定原産地証明書の作成に当たり、第二種原産品誓約書の交付を受けた場合にあっては、次に掲げる事項

(1)第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに第二種原産品誓約書交付者が法人その他の団体である場合にあっては、その代表者の氏名
(2)第二種原産品誓約書の交付を受けた年月日

▶本店or主たる事務所は必ず以下を記載

本店or主たる事務所

（イ）第二種特定原産地証明書を作成した年月日
（ロ）第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名
（ハ）第二種特定原産地証明書を作成した事務所の所在地

本店or主たる事務所

他の事務所

※ 本店or主たる事務所と証明書作成業務を行う事務所が同一であり、
かつ、他に証明書作成業務を行う事務所がない場合には、1つの帳簿に記載する形でOK

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の八

第二種原産品誓約書交付者への通知（法第７条の８）	○該当しない（第二種原産品誓約書の交付を受けない場合） ○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

義務③

第二種原産品誓約書の作成者へ第二種特定原産地証明書の作成年月日を通知すること

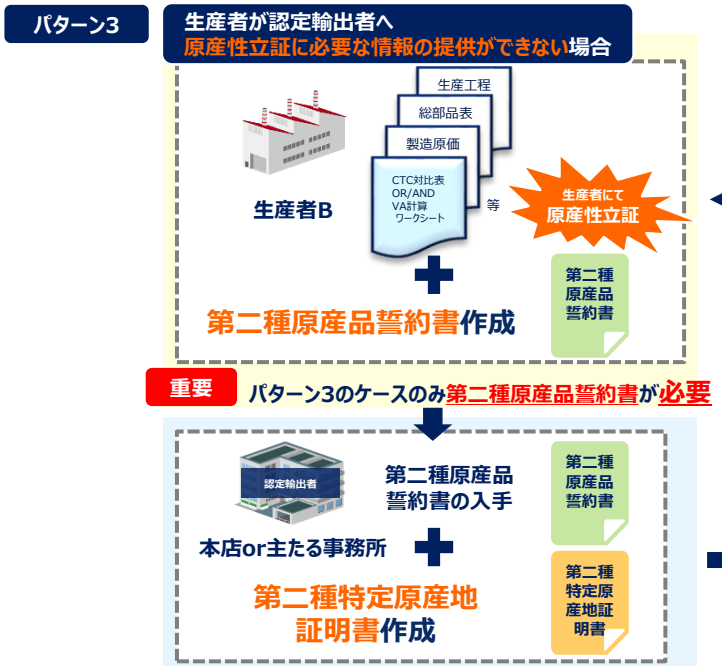

なぜ通知しなければならないのかは、後程説明します！

第二種特定原産地証明書の作成年月日を通知

※誓約書を使用しなかった場合も通知義務あり

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の九

施行規則
第二十条

原産品でなかったこと等の経済産業大臣への通知 （法第７条の９）	○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

義務④

原産品でなかったことに気づいた場合や、第二種特定原産地証明書に記載の誤り、変更が生じた場合は速やかに経済産業大臣（経済産業省）へ通知すること

例）

CTC対比表 or/and VA計算 ワークシート

原産性を再確認したところ、最新の情報では要件を満たさないことに気づいた。

EPAの原産地証明書

原産地証明書に記載誤りがあることに気づいた。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

（1）原産品でなかったことを知ったとき

第二種特定原産地証明書の作成日から以下年数を経過しない間は、経済産業省への通知が必要

協定	年数	協定	年数
日メキシコ協定	５年	日ペルー協定	５年
日スイス協定	３年	ＲＣＥＰ 協定	３年

経済産業省に遅滞なく通知しなかった場合･･･**罰則（ 罰金30万円以下 ）の対象**

更に輸入者は、**関税減免の取り消し、輸入国にて追徴課税や罰金**の可能性もあります。

誤って発行した第二種特定原産地証明書は取消の手続きを行う必要があります。この結果は、経済産業省より輸入国側に通知されます。状況によっては、**輸入国からの信頼性に影響する可能性**があります。

（2）第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったことを知ったとき
（3）第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったことを知ったとき

第二種特定原産地証明書の作成日から以下年数を経過しない間は、経済産業省への通知が必要

協定	年数	協定	年数
日メキシコ協定	1年を経過した日の翌日	日ペルー協定	1年
日スイス協定	１年	ＲＣＥＰ 協定	1年

ポイント

上記のようなことを起こさないためには、定期的に各輸出品が原産性を維持できているか確認を行い、その情報が内部統制に基づき責任者へ共有される社内体制が必要です！

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の十

施行規則
第二十二条

書類の保存 （法第７条の１０）	○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

義務⑤

第二種特定原産地証明書を発行した者、および第二種原産品誓約書を発行した者は発行にかかる書類を保存すること

保存期間・・・第二種特定原産地証明書の作成日から以下の期間

協定	年数	協定	年数
日メキシコ協定	５年	日ペルー協定	５年
日スイス協定	３年	ＲＣＥＰ 協定	３年

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者の保存書類

第二種 特定原産地 証明書の控え

B/L
パッキングリスト
インボイス

パターン１

CTC対比表 or/and VA計算 ワークシート

パターン２

生産工程表
総部品表
製造原価
等

パターン３

or

第二種 原産品 誓約書

帳簿

対比表・計算ワークシートなど、原産性の判断を行う際の資料が非常に重要です。これらが正確に作成できているか不安に思う方は、認定輸出者の申請前に、必ずワークショップを受講して、理解を深めてくださいね！

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

パターン3 のケースのみ

第二種原産品誓約書を発行した生産者の保存書類

- 第二種原産品誓約書の控え
- CTC対比表 or/and VA計算ワークシート
- 生産工程表
- 総部品表
- 製造原価
- 等

ポイント

第二種原産品誓約書を発行した生産者も認定輸出者と同様に、第二種特定原産地証明書の作成日から規定される期間内は書類を保存する義務が課せられます。
そのため、認定輸出者はいつ第二種特定原産地証明書の作成をしたのか、生産者へ知らせる義務があるのです。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

検認への対応

保存書類は輸入国税関からの確認の要請（ **検認** ）への対応などのために、必要となる情報となります。

検認とは

EPAでは、輸入国税関が**輸出者・生産者に原産品の確認を行う権限**があり、協定毎に定められた記録保存期間内に確認が実施される場合があります。その確認を**検認**と言います。

ポイント

検認で否認された場合・・・

輸入者

- 関税減免は取り消し
- 輸入国にて追徴課税や罰金の可能性も

輸出者

- 輸入者との信頼性への毀損が発生する可能性も
- 虚偽申請の場合は国内法による罰金

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法律
第七条の十一
第七条の十二

法令に基づく処分の遵守の確保 （法第７条の１１及び１２）	○法令業務責任者自身が実施することにより、法令の遵守を確保する ○法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させることにより、法令の遵守を確保する （業務担当者：　　）

義務⑥

必要であると判断され、経済産業省からの検査や命令があった際には、適切に対応すること

経済産業大臣（経済産業省）

必要な限度において立入検査の可能性あり

A社

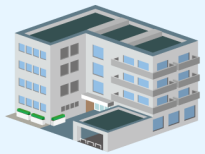

本店or主たる事務所

他の事務所

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

これらの義務に違反した場合は、認定取消の可能性も・・・

法律
第七条の十三

① 法人に証明法に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行後1年を経過しない役員がいるとき

② **認定基準を満たさなくなったとき**

③ **変更の届出を提出していなかったとき**
帳簿を作成していなかったとき

④ **第二種原産品誓約書を発行した生産者に対して**
第二種特定原産地証明書を発行した旨を通知しなかったとき

⑤ **・原産品でなかったこと**
・第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと
・第二種特定原産地証明書の記載に変更があったこと
を経済産業大臣（経済産業省）に通知しなかったとき

⑥ 経済産業大臣（経済産業省）から必要と認められた命令に従わなかったとき

⑦ **認定輸出者の申請に不正な内容が含まれていたとき**

⑧ ①～⑦の他、証明法に違反したとき

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者にかかる書類一覧

申請時に必要となる書類

法人
にかかる情報

誓約書
<欠格事由>

誓約書
<法令遵守>

輸出実績と
計画書

変更時に必要となる書類

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

法人にかかる情報

施行規則 第十三条 1項 二号

1)定款

2)当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合 にあっては、当該委任を受けたことを証する書面

（注）
令和３年１月より、法務省との登記情報連携を開始し、同省が運営・管理する登記情報連携システムから商業・法人登記情報を取得することが可能となったことから、従来提出を求めていた登記事項証明書は不要となりました。

3)役員の氏名及び略歴を記載した書類

誓約書 <欠格事由>

施行規則 第十三条 1項 三号

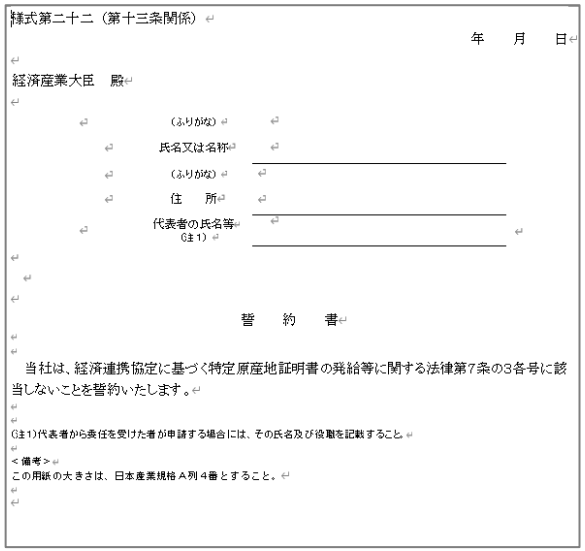

様式第二十二（第十三条関係）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　所
代表者の氏名等
（注１）

誓　約　書

当社は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第7条の3各号に該当しないことを誓約いたします。

(注1)代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

＜備考＞
この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

法律 第七条の三 に該当しない旨の誓約

誓約書（フォーマット）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/yoshiki22.doc

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

誓約書 <法令遵守>

施行規則 第十三条 1項 四号

RCEP協定　記載例

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称　〇〇株式会社
（ふりがな）
住　所
代表者の氏名等　代表取締役　〇〇　〇〇

誓　約　書

当社は、地域的な包括的経済連携協定第３章（原産地規則）、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律及び同法に基づく命令の規定を遵守し、当社を特定する原産地申告についての全ての責任を負うことを誓約いたします。

誓約書 <法令遵守> の例示

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/filling_in_example2.doc

＊国内法だけでなく利用協定の規定を順守する旨の誓約書

利用協定のルールを正しく理解できている必要あり！

輸出実績と計画書

施行規則 第十三条 1項 五号

記載例

〇第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等を仕向地とする輸出に関する実績及び計画

<スイスとの過去１年間の月別輸出回数実績及び今後１年間の月別輸出回数見込み>

過去１年間の月別輸出回数実績	月別輸出回数（回）	今後１年間の月別輸出回数見込み	月別輸出回数見込み（回）
２０１８年５月	００	２０１９年５月	００
６月	００	６月	００
７月	００	７月	００
８月	００	８月	００
９月	００	９月	００
１０月	００	１０月	００
１１月	００	１１月	００
１２月	００	１２月	００
２０１９年１月	００	２０２０年１月	００
２月	００	２月	００
３月	００	３月	００
４月	００	４月	００

申請をする月を起点として直近１年間の実績及び今後１年間の見込みを記載してください。

輸出実績と計画書の例示

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/filling_in_example2.doc

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

認定輸出者にかかる書類一覧

申請時に必要となる書類

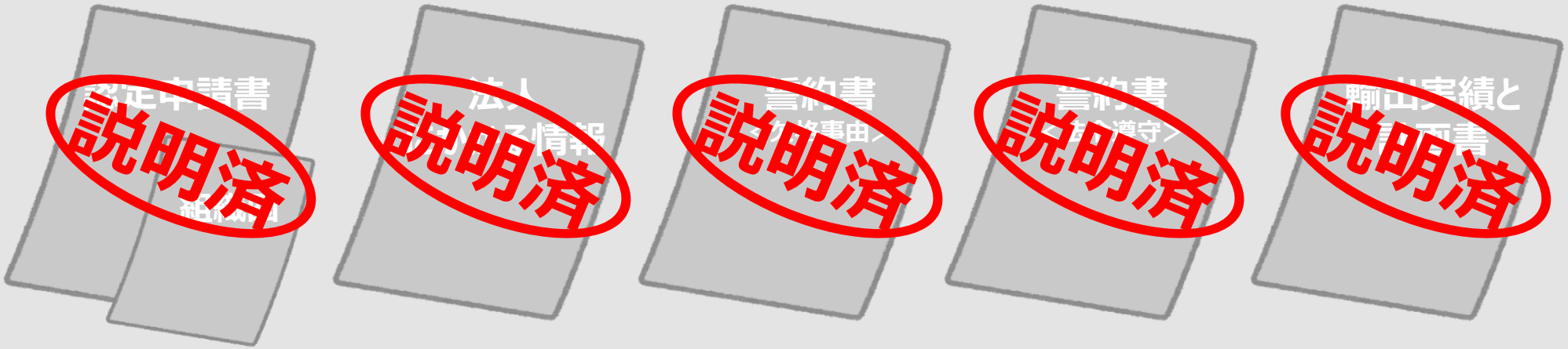

変更時に必要となる書類

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

ここまでで、申請及び義務にかかる該当条項を全て記していますので、最後にもう一度、法律と照らし合わせた上で**申請のステップ**へお進みください。

申請時に必要となる書類

- 認定申請書
- 組織図
- 法人にかかる情報
- 誓約書 <欠格事由>
- 誓約書 <法令遵守>
- 輸出実績と計画書

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

提出フローと所要時間の目安

01
事前確認

- **申請書は正式受理前に、経済産業省で記載内容等について、事前確認（ドラフト調整）が行われます。**ここまでの内容をご理解いただいた上で、まずは申請書類のドラフトを作成し
経済産業省　貿易管理部　原産地証明室
（bzl-gensanti-syoumei（アットマーク）meti.go.jp）までメールにて連絡。

02
書類受理

- 申請書類を原産地証明室にて受付。
- **書類の不備等を確認後、受理。**

03
審査

- 提出書類に基づき、書類審査。
- 必要に応じ対面でのヒアリングを実施。

04
結果通知

- **受理後、原則20日程度を目途**に審査。
- 審査結果を申請者に通知。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

電子申請も可能！

eGov 電子申請システムを通じて 申請（又は届出） を行う場合には、 ＩＤ ・パスワードが必要

ＩＤ・パスワードの取得

経済産業省 貿易経済協力局 原産地証明室へ以下を明記の上、メール申請

（bzl-gensanti-syoumei（アットマーク）meti.go.jp）

・第一種特定原産地証明書発給システムの企業登録番号　又は
　認定輸出者自己証明制度の認定番号、
・企業名
・担当部署
・担当者氏名
・電話番号及びE−mail

※取得した ＩＤ 及びパスワードは、次回以降の手続の際も 使用可能です。

電子手続の場合においても、以下の書類については、別途郵送又は持参にて提出要

➢ 認定に係る登録免許税納付届

※認定日から１箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、その領収証書の正本を貼付

➢ 認定の更新に係る手数料納付

※電子申請の場合の手数料は**４５５０円**（書面申請の場合は５０００円）。
　認定更新申請書に収入印紙を貼付要。

詳細は、e GovのＨＰ「e Gov 電子申請システムご利用ガイド 」をご参照ください。
https://www.e gov.go.jp/help/shinsei/index.html ）

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

本セミナーで説明する範囲を抜粋

第二章の二　第二種特定原産地証明書を作成する者の認定等

（認定）

第七条の二　第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

２　前項の認定を受けようとする者（第七条の四第一項及び第三十六条第四号において「認定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（次項及び同号において「認定申請書」という。）に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

三　認定の申請に係る経済連携協定の名称

四　前項の物品の品名

五　その他経済産業省令で定める事項

３　前二項に定めるもののほか、第一項の認定の申請の手続及び認定申請書の様式に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（欠格条項）

第七条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準等）

第七条の四　経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第二条第四項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

２　経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

３　前項に定めるもののほか、第一項の認定の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

施行規則　第14条を指しています。

（認定の更新）

第七条の五　第七条の二第一項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

日メキシコ協定、日ペルー協定、日スイス協定、RCEP協定を指しています。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（変更の届出）
第七条の六　認定輸出者は、第七条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

どの様なときのことを指しているかは本編で解説

（帳簿の記載）
第七条の七　認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等）
第七条の八　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第二種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付をした者（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。
２　認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。
３　第二種原産品誓約書の作成に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（特定原産品でなかったこと等の通知等）
第七条の九　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。
一　当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。
二　前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。
三　当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。
２　経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

（書類の保存）
第七条の十　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。
２　第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（認定輸出者に対する命令）
第七条の十一　経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができる。
（認定輸出者に対する立入検査等）
第七条の十二　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（認定の取消し）
第七条の十三　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一　第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
二　第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
三　第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。
四　第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。
五　第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。
六　第七条の十一の規定による命令に違反したとき。
七　不正の手段により第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けたとき。
八　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
２　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

本セミナーで説明する範囲を抜粋

第五章　雑則

（締約国等の権限ある当局に対する情報提供等）

第三十条　経済産業大臣は、締約国等に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に証明書受給者、特定証明資料提出者、特定第一種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

２　経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該第一種特定原産地証明書を発給した指定発給機関に対し、期限を付けて、報告又は資料の提出を求めることができる。

３　経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

４　経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条の十第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、証明書受給者が第六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事実を通知していないことを知ったとき、又は特定証明資料提出者が同条第二項の規定に違反して同項各号に掲げる事実を通知していないことを知ったときは、経済産業省令で定める者に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

本セミナーで説明する範囲を抜粋

第六章　罰則

第三十五条の二　第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。
２　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者
二　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者
三　発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者
四　経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者
第三十七条　証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣（当該第一種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、三十万円以下の罰金に処する。
２　認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。
第三十七条の二　第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第四十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から第三十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請）

第十三条　法第七条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　認定申請者が個人である場合にあっては、申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し（外国人にあっては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し若しくは申請の日前三月以内に作成された住民票の写し又は在留資格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二　認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、定款並びに登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けたことを証する書面を含む。）並びに役員の氏名及び略歴を記載した書類

三　認定申請者が様式第二十二により作成した法第七条の三各号に該当しないことを誓約する書面

四　次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める書類

イ　日メキシコ協定	日メキシコ協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類
ロ　日スイス協定	日スイス協定附属書二、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類
ハ　日ペルー協定	日ペルー協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類
ニ　地域的な包括的経済連携協定	地域的な包括的経済連携協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

五　第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等を仕向地とする輸出に関する実績及び計画を記載した書類

２　法第七条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　連絡先及び法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けた者の氏名

二　法第七条の二第二項第四号の物品に係る関税番号

三　第二種原産品誓約書交付者となる候補者の氏名又は名称及び住所（認定申請者が法第七条の二第二項第四号の物品の生産者でない場合であって、当該物品の生産者から第二種原産品誓約書の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成しようとする場合に限る。）

四　法第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合している旨を説明する事項

３　法第七条の二第一項の申請は、様式第二十三による認定申請書により行わなければならない。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（認定の基準）

第十四条　法第七条の四第一項の経済産業省令で定める基準は、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定及び地域的な包括的経済連携協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

二　認定申請者が個人である場合にあっては、当該認定申請者本人と次に掲げる者との間の連絡体制を整備していること。

イ　経済産業大臣

ロ　申請に係る物品の生産者（当該申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合に限る。）

三　認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ　本店又は主たる事務所に、次に掲げる者を配置していること。

（１）　第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者

（２）　（１）の責任者及びロの業務を行う者を指揮し第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を総括管理する統括責任者

ロ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該業務を行う者として、次に掲げるいずれかの者を配置していること。

（１）　法第三条第二項若しくは第三項の資料又は第四条の二第四項の資料（以下このロにおいて総称して単に「資料」という。）の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた者

（２）　資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた場合に限る。）

（３）　法第七条の二第一項の認定を受けた者（個人である場合であって、法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

（４）　第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

（５）　（１）から（４）までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ハ　イ（２）の統括責任者が、イ（１）の責任者及びロの業務を行う者を指揮監督する権限を、当該法人その他の団体の内部規則において位置付けていること。ただし、当該統括責任者とイ（１）の責任者及びロの業務を行う者との間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

ニ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、経済産業大臣との連絡体制を整備していること。

ホ　申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合にあっては、認定申請者が当該物品に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該物品の生産者との連絡体制を整備していること。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（認定の有効期間）

第十六条　法第七条の五第一項の経済産業省令で定める期間は、法第七条の四第一項の認定をした日から三年とする。

２　前三条の規定（第十四条第一号を除く。）は、法第七条の五第一項の認定の更新に準用する。

（名称等の変更の届出）

第十七条　認定輸出者は、法第七条の六の規定による届出をするときは、様式第二十四の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定輸出者の帳簿）

第十八条　法第七条の七の帳簿は、認定を受けた経済連携協定ごとに、別表の第一号上欄に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「第一号帳簿」という。）にあっては認定輸出者ごと、別表の第二号上欄に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「第二号帳簿」という。）にあっては証明の用に供した第二種特定原産地証明書ごとに作成し、同表の上欄に掲げる事項を記載した帳簿ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

２　前項の場合において、認定輸出者が法人その他の団体であるときは、第一号帳簿にあっては本店又は主たる事務所、第二号帳簿にあっては当該第二号帳簿に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、備え付けなければならない。

３　法第七条の七の第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定輸出者が個人である場合　別表の第一号上欄（ハを除く。）及び第二号上欄（ロを除く。）に掲げる事項

二　認定輸出者が法人その他の団体である場合　別表の第一号上欄及び第二号上欄に掲げる事項（本店又は主たる事務所と第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が同一であり、かつ、他に第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所がない場合にあっては、同表の第一号上欄ハを除く。）

（第二種原産品誓約書の作成）

第十九条　法第七条の八第一項の第二種原産品誓約書には、当該第二種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二　第二種原産品誓約書の交付年月日

三　物品の品名及び当該物品に係る関税番号

四　第二種原産品誓約書が作成された物品に係る経済連携協定の名称

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第二十条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同項第二号又は第三号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一　日メキシコ協定	五年
二　日スイス協定	三年
三　日ペルー協定	五年
四　地域的な包括的経済連携協定	三年

（第二種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第二十二条　法第七条の十第一項の第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　第二種特定原産地証明書の写し

二　当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第二種原産品誓約書

２　法第七条の十第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一　日メキシコ協定	五年
二　日スイス協定	三年
三　日ペルー協定	五年
四　地域的な包括的経済連携協定	三年

３　法第七条の十第二項の第二種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第二種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

４　法第七条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して、当該作成に係る第二項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

本セミナーで説明する範囲を抜粋

（認定の取消しの通知）

第二十四条　経済産業大臣は、法第七条の十三第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

© 2024 Tokyo Kyodo Accounting Office